感染性胃腸炎が疑われる集団発生の場合

【報告が必要な場合】

・同一の感染症や食中毒による，またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が一週間以内に２名以上発生した場合

・同一の感染症や食中毒の場合、またはそれらが疑われる者が一週間以内に概ね１０名以上または全利用者の半数以上発生した場合

・通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ，特に施設長が報告を必要と認められた場合

＊同一の感染症などによる患者等が，ある時点において一週間以内に概ね１０名以上または全利用者の半数以上が発生した場合で

あって，最初の患者等が発生してからの累積の人数ではないことに留意する。

保健所への報告のタイミング（例）

